

## 京都大原の山林文書（三） 御入木山における山林売買を中心として

田口 標・松下幸司・宇野日出生

京都市左京区大原は、かつては京都市中へ柴や薪を供給してきた古くからの林業地の一つである。しかし、これまで史料に基づく研究は充分に行われてこなかった。筆者らは、大原の山林及び林産物を中心とした史料の発掘及び翻刻作業を進めてきた。第一報では、木柴の生産及び京都への販売を中心に史料の翻刻結果を紹介した<sup>①</sup>。第二報では、大原の山林文書を整理するなかで度々登場する御入木山代官木村宗右衛門にかかわる史料の翻刻結果を紹介した<sup>②</sup>。

江戸時代の大原は、勝林院、来迎院、大長瀬、上野、戸寺、草生、野村、井出の八か村からなる。但し、山林文書の場合は、小出石を加えた九か村からなるものがある。また、勝林院と来迎院は大原の中心的寺院であると同時に、村名ともなっている。本報告では、勝林院、来迎院と記す場合は、寺院の方を指すものとする。第二報で紹介した御入木山についてであるが、代官木村宗右衛門は、戸寺村、上野村、大長瀬村、来迎院村、来迎院寺中、勝林院村、勝林院寺中、小出石村から合わせて一万二千把の黒木を納めさせている<sup>③</sup>。但し、村別・寺院別の内訳は記載されていない。ど

のような基準で運上される黒木の把数が配分されていたかはわからないが、山林の面積が主要な基準になっていたものではないかと考えられる。勝林院、来迎院は、一定区域の山林について、御入木山代官に黒木を納めてきたことがわかる。

さて、勝林院及び来迎院の山林面積の推移はどのようなものであったであろうか。勝林院文書をはじめとする大原関連の文書には、断片的ではあるが山林の台帳に相当するものがある。これら台帳の翻刻結果の紹介は別稿にて行うものとして、本稿では、寺院、なかでも勝林院を中心に、御入木山における山林売買を示す文書の翻刻結果を紹介したい。

本報告で使用する文書は、勝林院の購入山林等に関する覚書き（史料一～四）、勝林院文書に残されていた江戸時代中期以降の山林売渡証文（史料五～二五）、御入木山代官木村宗右衛門が勝林院及び来迎院に宛てて出した運上黒木の受取証文（史料二六～六二）の三種に分けることができる。何れも勝林院文書である。史料一～四は、綴じてあった順に掲載した。また、史料五～二五、史料二六～六二については、分散して所蔵されていたもの

をそれぞれ年代順に並べ直して掲載した。文書の作成時期をみると、覚書きに含まれている御入木山の一覧は宝暦二年（一七五二）、山林売渡証文は享保九年（一七二四）から天保十三年（一八四二）、黒木連上銀受取証文は享保一六年（一七三一）から天保六年（一八三五）のものである。何れも江戸時代中期以降に作成されている。以下、翻刻史料の内容を簡単に紹介していく。

まず、史料一～四は、勝林院の山林に関する雑記帳ともいえるものである。内容を四つに分けることができるため、史料一～四とした。このうち年号が記載されていたのは、史料二の名寄帳のみで、宝暦二年（一七五二）と記されている。

史料一の勝林院の山林購入の控えであるが、ここには三十数カ所について記載されている。最後の方は書きかけとなっており、「古知谷」四ヶ所、「字上利谷山」一ヶ所については、詳細は不明である。場所毎に、購入年、購入先、地名、四至（境界）、勝林院内のどこの管理かの区分が記載されている。また、購入額が記載されているものもある。何れの山も木村宗右衛門支配下の御入木山のため、納めるべき黒木の把数も記載されている。購入年を見ると、最も古いものが享保二年（一七二七）、最も新しいものが天保五年（一八三四）となっている。

史料二は勝林院寺中の御入木山の一覧である。加筆修正が行われており、どの数字が宝暦二年時点での数字なのかはつきりしないが、抹消前の数字を見ると、山数六七箇所、御入木九九六把九分、銀納額は四九匁八分四厘五毛となる。

史料三は、両院から御入木山代官木村宗右衛門への付け届けの覚書きが事細かく記載されている。第二報では、木村宗右衛門による支配地の巡見に関する史料を紹介した。これは不定期に行われていたものと思われるが、この巡見時の対応とは別に、毎年、両院から付け届けを行っていたことを示すものである。

史料四であるが、これは御用木に関するものである。第二報に掲載したように、御入木山とは黒木連上銀の対象となる山林のことであるが、これらの御入木山の山中には、御用木として指定される単木がある。史料四では、マツ三本とスギ四本が御用木となっている。マツ二本は元禄年中（一六八八～一七〇四）の立木、マツ一本とスギ三本は元文六年（一七四一）の立木と記載されている。<sup>④</sup> スギ一本については、宝暦九年（一七五九）に求めたものと記載されている。

史料五～二五は、江戸時代中期における山林の売渡証文である。なお、史料二三のみ替山証文である。享保九年（一七二四）から天保十三年（一八四二）の計二二点について翻刻結果を掲載した。売渡証文のあて先には勝林院・理覚院・普賢院以外のものが三点（史料五、二〇、二五）含まれているが、勝林院あての山林売渡証文等とともに保管されてきたことを考えると、勝林院と何らかの関係がある売渡証文ではないかと考えられる。しかし、史料五には、来迎院内遮那院による奥書が、史料二〇の売主は来迎院村の者の名が、史料二五には来迎院村の山庄屋の名が記載されている。いずれも来迎院村に関係している点で共通している。

二一点のうち一六点については、御入木に関する記載が明示的に含まれている。具体的に御入木把数が記載されているものが九点、「本帳之通」等と黒木把数自体は記載されていないものが七点ある。御入木に関する記述の後には、これ以外には諸役がないことが記載されている。御入木山については、代官木村宗右衛門への黒木御運上銀以外の負担はなかったものと思われる。

御入木に関する記載のない史料についてみてみよう。まず、史料八であるが、これには半井大炊頭様への年貢米が示されており、木村宗右衛門支配下の御入木山ではないものと考えられる。その他の史料については、現時点では御入木山か否かを断定することはできない。史料九には御入木に関する記載はないが、「四至境者御本帳次第也」<sup>⑤</sup>其外諸役一切無御座候」という記述がある。「其外」の前に何も書かれておらず、これは書き忘れと判断される。史料七と史料一四については、「御運上之儀者本帳之通」などとなっており、詳細は不明である。

史料二六（六二）は、御入木山代官である木村宗右衛門が、来院及び勝林院の両院にあてて出した黒木御運上銀の受取証文である。これらの史料は何れも両院あてとなっており、勝林院・来院別の運上銀の額を知ることができない。史料二には、宝暦二年（二七五二）の勝林院の黒木把数が九九六把九分と記載されている。同年の黒木の受取証文がないので、前年の宝暦元年（一七五一）の数字を史料三三で見ると、両院合計で一九五九把四分一厘五毛となっている。一年のずれがあるが、比率を計算すると、宝

暦元年から二年頃における、勝林院の両院合計に対する比率は五〇・九%となる。

黒木上納は毎年のことであったが、残っている受取証文は部分的である。なお、天明八年（一七八八）のみ、十一月（史料五一）と十二月（史料五二）の二点が残っている。黒木上納数も異なっており、詳細は不明である。但し、黒木上納の受取月は史料三九と史料五二以外は全て十一月となっており、十一月の支払が原則だったといえる。史料五二は、何らかの事情により、翌月に再作成されたものではないだろうか。

受取証文には、黒木把数と銀納額の両方が記載されている。黒木把数と銀納額との関係であるが、宝暦十三年（一七六三）以前の受取証文には銀壺匁が二〇把と明示されている。その後の受取証文には換算比率が示されていないが、計算の結果、何れも同じ換算比率となっていることがわかった。少なくとも、受取証文の残っている期間においては、上納黒木の銀換算比率は固定していたものと考えられる。<sup>⑤</sup>なお、史料二で示した宝暦二年（二七五二）の御入木山の黒木把数合計、銀納額合計についても、換算比率を計算すると、銀壺匁が二〇把相当となる。

両院が納めた運上銀の額は増加傾向を示している。最も古い享保一六年（一七三一）には一七二三把二分、八六匁一分六厘を、最も新しい天保六年（一八三五）には二六二四把五分三厘四毛、一三一匁二分二厘七毛を納めている。一〇四年間に、黒木把数は九〇一把三分三厘四毛増加している。これは、享保一六

年（一七三二）と比較すると、五二・三％の増加に相当するものである。約百年間における増加の度合いは一樣ではなく、安定している時期と増加が明確な時期がある。史料三三の宝暦元年（一七五二）以前と、史料五四の寛政三年（一七九二）以降については、増加の度合いが小さな時期である。黒木の上納把数と山林面積の関係を示す史料はないが、約百年の間に、大原の勝林院・来迎院両院の持山は相当増えたのではないかと考えられる。

黒木上納把数の変化は傾向としては前述のように増加しているが、短期的に増えたり減ったりしている。理由の一つは、閏月の存在である。受取には、「但シ十二月分」「但シ十三月分」のように月数も記載されている。黒木把数を月割すると、短期的な増減のほとんどがなくなることから、黒木上納把数の基礎数値は月割の把数であったものと考えられる。但し、月割で計算しても、上納把数が一年だけ減少したことが一回（史料二九）、逆に一年だけ増加したことが二回（史料五一、史料五八）あった（先に指摘したように、史料五一については、詳細が不明である）。

以上、第三報では、勝林院を中心に御入木山における山林売買にかかわる文書の翻刻結果を掲載した。御入木山にかかわる山林取得や黒木銀納の動向からみる限り、江戸時代中期には山林が少しずつ勝林院へ集まっていたものと推定される。今後、山林に關する台帳との照合を進めるほか、来迎院の動向についても検討を行いたい。これらの分析結果については稿を改めて報告したい。

付記

勝林院文書の使用については、宝泉院代表役員 藤井宏全氏の承諾を得た。史料の翻刻にあたっては、大原古文書研究会の上田寿一氏、下村千恵子氏、山室莊一氏にお世話になった。ここに記して厚く御礼申し上げる。

注

- (1) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書（一）」『生物資源経済研究』第一三三号、一一二～一二四頁、二〇〇八年。
- (2) 田口標・松下幸司・宇野日出生「京都大原の山林文書（二）御入木山代官木村宗右衛門を中心として」『生物資源経済研究』第一四号、一四二～一九四頁、二〇〇九年。
- (3) 『京都御役所向大概覚書 上巻』（清文堂、三二五頁、一九七三年）には、木村宗右衛門が城州北大原分（戸寺村・上野村・大長瀬村・来迎院村・同寺中・勝林院村・同寺中・小出石村）として受け取る御入木山運上分として、一万二千把、銀六百目と記されている（十二ヶ月分）。但し、本文書には年号が付されていない。また、銀納時の単価については、「拾把三付五分宛」となっており、これは本報告掲載の史料二六～六二と同額である。
- (4) 前掲書（三一六頁）には、大原の御用立木として、マツ四〇本・スギ五本・ケヤキ二本が計上されているが、貞享三年（一六八六）に指定されている。史料四の御用木は、元禄年間（一六八八～一七〇四）及び元文六年（一七四二）の指定であり、貞享三年以降に追加的に指定された御用木ではないかと考えられる。
- (5) 掲載されている黒木把数と銀額から単価を計算すると、史料二九を除き銀一匁二〇把、すなわち壹把あたり〇・〇五匁となる。但し、史料二九については、判読した数字から計算すると、壹把あたり〇・〇五一六匁となる。史料三六の黒木把数は判読困難で式「 $\square$ 」九把三分四厘壹毛」であるが、銀一匁二〇把で計算すると、「式千九百九

三分四厘毫毛」となる。

### 凡例

一、翻字にあたっては、読みやすい本文の作成を目的として、以下の原則にしたがった。

(1) 原則として、現代常用の字体を用い、変体仮名は平仮名になおしたが、合字の「**ㇿ**」はそのまま使用した。

(2) 仮名の清濁は原本にしたがった。また、読点は筆者が適宜補った。

(3) 抹消は抹消記号「**ミ**」を用いて示し、訂正後の文字を行間に翻字した。

(4) 虫欠損等による不可読文字は、字数を推して「**□**」「**□**」「**□**」であらわした。

(5) 筆者による注記は、文字注を「**( )**」に、説明注を「**( )**」で示した。

一、文章の体裁は、原本にしたがうことを原則としたが、印刷の都合により改めたものもある。

(田口 標 京都大学農学研究科生物資源経済学専攻)

松下 幸司 京都大学農学研究科森林科学専攻

宇野日出生 京都市歴史資料館

(受理日二〇一〇年一月七日)

### 〔一〕院内江山求メ覚帳

〔表紙〕  
「入用書付也

勝林院内山求メ覚帳

従両院山奉行え付届之事

「勝林院内」

院内江山求メ覚帳

安永五年勝林院村久保重藏ヲ求

一、水鶏谷山 壺ヶ所

本堂

四至 東ハ堀ヲ定 南ハ谷ヲ定

此二ヶ所  
代銀二貫七百目

西ハ道ヲ定 北ハ肩大岩ヲ定

此入木弍拾三把 但日表也

被官遊山ナリ、天保五年依願引取年行事支配  
同年 同人ヲ求、但し此山院内帳面ニ在之候得共、山ハ彼者へ有  
之候や、山ハ無之事、夫故寛政三亥年ハ帳面ニ除之也

〇一、ゑほし山 壺ヶ所 本堂

此山ハ無之也

四至 東ハゆりヲ定 西ハゆりヲ定 此入木四把半  
南ハゆりヲ定 北ハ肩ヲ定

享保貳年求之

一、口焼尾山 壺ヶ所

普賢院

四至 東ハ三ツ頭ヲ定 南ハ肩腰ユリ道ヲ定  
西ハ道ヲ定 北ハねぢ木通り引渡ユリ道ヲ定

元文四未年求之、かもす山ト云歟

一、鴨巢山 壺ヶ所

普賢院

四至 東ハ峰通りヲ定 南ハ肩通り谷へ引渡し定  
西ハ肩通り谷へ引渡し定 北ハねぢ木通り引渡ユリ道ヲ定

別□ニ北岩肩見通ヲ定

宝曆九年來迎院村新五右衛門ヲ求

一、西庄津山 壺ヶ所

普賢院

四至 東ハ小谷ヲ定 南ハ谷川ヲ  
西ハ堀ヲ定 北ハ尾通ヲ定 此入木四拾八把

安永五年勝林院村重藏ヲ求

一、水鷄谷山 壺ヶ所

普賢院

四至 東ハユリ式ツ釜土合ヲ定 南ハ肩ヲ定  
西ハミチヲ定 北ハ肩通北之谷へ引渡

此入木式拾把 日かげ也

同年同人ヲ求

一、伊はら橋山 壺ヶ所

普賢院

四至 東ハ影ノ岩ヲ尾通へ引渡し定 南ハ影ノ肩日向岩へ引渡ヲ定  
西ハ尾通り定 北ハ肩ヲ定 此入木拾五把

一、円妙山 壺ヶ所 此山者安行院ト申者  
あし山相見、尤享保年中 理覚院

四至 東ハ肩ヲ定 南ハ峰尾通り定  
西ハ肩水たれヲ定 北ハ川ヲ定 此入木拾五把

明和七年

一、と、き山 壺ヶ所 理覚院

四至 東ハ肩ヲ定 南ハ大谷ヲ定  
西ハ小肩ヲ定 北ハ尾通ヲ定 此入木式拾把半

安永三年勝林院村重藏ヲ求、同年六月帳切

一、大山 壺ヶ所 理覚院

四至 東ハゆり通り定 南ハ道ヲ定  
西ハ肩水たれヲ定 北ハ木下しヲ定

入木壺把

一、伊王谷小こや山 壺ヶ所 理覚院山敷之内ニ入置  
此山文昌坊分 理覚院

四至 東ハかた岩ヲ定 南ハ肩ヲ定  
西ハゆり定 北ハ肩とひ越見渡し定 此入木五把

安永八年戸寺村友右衛門を求之 代銀三貫五百目

一、壺岩山 壺ヶ所 本堂

四至 東ハ木下シ谷引渡ヲ定 南ハ水流ヲ定  
西ハ木下シ谷引渡ヲ定 北ハ峯通ヲ定

此入木七拾七把半

天明二年勝林院村甚助を求 代銀壺貫式百目

一、奥あくりや山 壺ヶ所 本堂

四至 東ハ岩肩ヲ定 西ハ瀧ヲ定  
南ハ肩通ヲ定 北ハ谷川ヲ定 此入木九把半

天明三年勝林院村三四郎を求

一、脇谷山 壺ヶ所 普賢院

四至 東ハ木下シ定 南ハ谷ヲ定  
西ハ肩ヲ定 北ハ肩ヲ定 此入木八把

同五年同人を求

一、同所山 壺ヶ所 普賢院

四至 東ハ木下シ定 南ハ谷ヲ定  
西ハ肩通ヲ定 北ハ肩通ヲ定 此入木七把

安永八年戸寺村安次郎を求之 此山戸寺村彰次郎願ニ付

北瀧山と取替帳切相濟

一、村山 壺ヶ所 理覚院

四至 東ハユリヲ定 南ハねジ木ヲ定  
西ハねジ木ヲ定 北ハユリヲ定 此入木四把  
但シ此山ハ下入木故、戸寺村ノ帳へ出し候共、入木納メ之節、寺印形  
為致可遣事、

天明五年勝林院村伝兵衛を求 代銀五拾五匁

一、すのこ谷山 壺ヶ所 本堂

四至 東ハ肩三ツ頭ヲ定 南ハ岩ヲ水流定  
西ハ大肩通ヲ定 北ハ岩ハナヲ定 此入木五把半

天明六年勝林院村久保林之丞を求ム

一、向之瀧山 壺ヶ所 本堂 ○

四至 東ハ道ヲ定 南ハ木下シ稔木見通ヲ定  
西ハユリヲ定 北ハ肩木下シヲ定 此入木拾五把

同年 同人を求

一、同所明神ノ上山 壺ヶ所 本堂

四至 東ハ岩ユリ通ヲ定 南ハ肩木下シ定  
西ハユリヲ定 北ハ木下シ定 此入木拾八把半

右二ヶ所代銀貳貫九百目

天明八年申七月勝林院村清左衛門を求ム、代銀八百目

一、古知平山 壺ヶ所 本堂

四至 東ハ道通り定 西ハ尾通り定  
南ハ木下シヲ定 北ハ肩株木ヲ定 此入木拾把

天明八年申八月小出石村勘兵衛を求ム

一、あし谷山 壺ヶ所

普賢院

〔四至〕<sup>(朱書)</sup> 壺ヶ所ハ 東ハ道通り定 南ハゆりヲ定

西ハ水谷ヲ定 北ハゆりヲ定 入木三把

〔此入木三把〕<sup>(朱書)</sup>

一、〔字同所山 壺ヶ所

普賢院〕

〔四至〕<sup>(朱書)</sup> 壺ヶ所ハ 東ハ肩ヲ定 南ハゆりヲ定

西ハはさま岩ヲ定 北ハ小肩ヲ定

〔此入木拾把〕<sup>(朱書)</sup>

此入木拾把<sup>わ</sup>

寛政二年勝林院村清左衛門を求之

一、あくりや山

普賢院

四至 東ハ尾通ヲ定 西ハ谷通ヲ定 南ハ小肩ユリヲ定 北ハ木下シヲ定

御入木六拾五把

御入木六拾五把

寛政三亥年勝林院村茂兵衛を求之 代銀七百日

一、字狼岩山

本堂

四至 東ハ肩通ヲ定 南ハ谷水流ヲ定 西ハユリ通見通シヲ定 北ハ大肩通ヲ定

御入木貳拾五把三步

寛政九年丁巳七月勝林院村助次郎を求之

一、字脇谷山

本堂

代銀貳百日

四至 東ハ尾通ヲ定 北ハ尾通ヲ定 西ハ尾通ヲ定 南ハ谷江引渡定

御入木拾把半

寛政十二年申二月来迎院村新五郎を入

一、字谷中こし山

本堂

四至 東ハユリ道ヲ定 西ハ岩ヲ根付ヲ定 南ハ小肩ヲ定 北ハ平肩ヲ定

御入木九把三分

享和三年亥七月来迎院村山路縫之助を求

一、字脇谷山

本堂

四至 東ハ谷通引渡ヲ定 西ハ尾通引渡ヲ定 南ハ小肩谷引渡ヲ定 北ハ谷より右引渡ヲ定

御入木拾六把

享和三年亥七月来迎院村山路縫之助を求 代銀三貫六百日

一、字向之浦山

本堂

四至 東ハゆねヲ定 南ハ坂通ヲ定 西ハ峯ヲ定 北ハ坂通ヲ定

御入木三拾三把

文政十二年丑二月勝林院村茂左衛門を求 代銀四百日

一、字上利谷南谷山

本堂

四至 東ハねぢ木大岩へ引落ヲ定  
西ハ平肩谷引落ヲ定  
御入木七把

宝曆九卯年六月

一、西庄津山 東ハ小谷定  
西ハ堀ヲ定  
南ハ谷川定  
北尾通り定  
普賢院

御入木四拾八把

右来迎院村佐竹新五右衛門ヲ求之

代銀壹貫目七石米ナリ

本堂

一、字きびが尾山 一ヶ所 元文五年申ノ十二月

上野村久保喜太夫ヲ求之

四至 東ハ尾通ヲ定 南ハ肩水流ヲ定 代銀貳貫三百目  
西ハ道通ヲ定 北ハ肩ヲ限り長峯堀木下シ引下ヲ定  
御入木五拾五把

明和七寅年勝林院村武兵衛ヲ求之

壹所

一、字梶山 御入木

理覚院持山

但シ元来当坊ヲ

出し山也 四至 東ハ堀下り定  
西ハ肩通定 南ハ谷を定  
北尾筋ヲ定

右ハ宝曆元年求之

一、いおふ谷小こ屋山 壹ヶ所

四至

御入木

理覚院内  
文昌房

一、古知谷 四ヶ所

本ハ源仙房持□チ  
宝泉院持

一、字上利谷山 壹ヶ所

〔二〕勝林院寺中御入木名寄帳

〔表紙、本文書面ヲ抹消ス〕  
宝曆貳年

山奉行江年分付届ケ覚帳奥ニあり

勝林院寺中御入木名寄帳

申十二月

本帳之ひかへ也

勝林院寺中御入木名寄帳

一、山数拾五ヶ所

本堂（印）

此一下へ下ケテ可書

一、奥と、き山 一、口と、き山 一、なちを山

一、こや谷山 一、古屋山 一、たうこ山

一、あふら山 一、うは谷山 一、狼谷山

一、くらおき山 一、うへ山 一、六斗山

明和元申ノ年  
来ノ新五右衛門  
ヲ求候也

一、古屋谷山 一、きびが尾山 一、白水山 石米

此御入木六拾五把

十二ヶ月分

此御入木貳百七拾三把七歩 但十貳ヶ月分

一、山数七ヶ所

一、大どり山 一、こし山 一、市之瀬山

一、いおう谷山 一、同所山 一、口焼尾山

一、鴨巢山 一、西庄津山

宝曆九卯年六月新五右  
衛門ヲ相求ム、入木  
四十八把、代銀壹貫目  
七石米

普賢院(印)

此御入木百拾貳把

但十貳ヶ月分

一、山数十四ヶ所

七、四七

理覚院(印)

一、坂之大岩山 一、坂の尻山 一、長はさま山

一、こし山 一、なちを口山 一、ふたつかまど山

一、いおう谷山 一、こち谷山 一、古屋山

一、松尾山 一、大山 一、同所山

一、円妙山 一、と、き山 一、梶山

明和七寅  
年月求之  
此入木  
貳拾把半

此御入木百五拾六把半 但十貳ヶ月分

七、二七

七、七

八十把半

一、山数拾四ヶ所

一、うへ山 一、口あくりや山 一、奥あくりや山

一、大掛山 一、雲か原山 一、北瀧山

一、すのこ谷山 一、さき屋山 一、市之瀬山

うつろほすと云フ也  
西東貳ヶ所也

一、谷中山 一、野田山 一、近江坂之尻山

一、向之浦山 一、向之浦おとる原山

此御入木三三三把半 但十貳ヶ月分

一、山数拾四ヶ所

実光院

一、こたき山

一、同所山

一、東庄津山

一、こち谷山

一、西庄津山

一、同所山

一、同所山

一、南庄津山

一、式之渡り所山

一、谷中山

一、柱谷山

一、なちを口山

一、南とろす山

一、西庄津山

此御入木百九拾壹把六歩

但十式ヶ月分

五、五

宝泉院代判

一、山数四ヶ所 有りレ前付紙

源仙房(印)

一、古知谷山

一、同所山

一、同所山

有りレ前

有りレ前

有りレ前

一、同所山 有りレ前

此御入木六拾四把七歩

但十式ヶ月分

理覚院代判

一、山数壹ヶ所

文昌房(印)

一、いを谷小こ屋山

有りレ前二

此御入木五把

但十式ヶ月分

式ヶ所

惣山数合六拾七ヶ所

七拾式ヶ所

此御入木合九百九拾六把九歩 十式ヶ月分

五、五

此銀四拾九匁八分四厘五毛

五、五

右御入木山如例年寺中山持不殘并下入木之者迄立合諸事吟味仕候  
處、少も相違無御座候、御運上銀之義者前々之通上納仕候、山持  
中毛頭出入申分無御座候、万一不届成義御座候者、如何様共可被  
仰付候、為後日寺中山持連判之名寄帳差上申所、仍而如件、

年行事

宝曆貳年申十二月

宝泉院(印)

御入木山御代官

木村宗右衛門殿

〔七拾式ヶ所〕

〔三〕從兩院山奉行へ附届之事

從兩院山奉行へ附届之事

一、年頭鳥目三百文、木村宗右衛門、同六百文

手代 兩人

銀式匁物書、壹匁五分使僧中食代

右正月十一日遣ス鳥目者、山奉行掛屋ニ而、右之鳥目代時之

相ばに随ひ、銀ニ而九包鳥目何十疋代として遣ス、歳暮之祝儀も同之、

一、暑氣素麵三拾把、木村宗右衛門江、銀三匁式包 手代 兩人

壹匁五分壹包物書、壹匁五分使僧中食代

一、歳暮鳥目五百文、宗右衛門、同壹貫文 手代 兩人 但シ五百文ヅ、也、

式百文物書、三匁使僧宿代

右歳暮入用兩院各年ニ鳥目代等様へ遣ス、尤其年之勘定之節割付致算用候也、兩院各前々ニ使僧出候故割付之入用程前方ニ持被遣当座ニ算用相濟候也、

一、此外山奉行事ニ付附届之分ハ院内勘定之節木高へ割付、面々

ニ致算用候也、

一、入木銀者壹把ニ付五厘掛り也、右ニ何角年中之雜用掛候へ者、

時寄壹分程ニ上り候也、村方下入木ニ遣候へ者、壹把ニ付式

分程入用掛ケ越候也、惣而村方と事を一ニ致候へ者物入多相

掛候故、其昔兩院之分帳を分候由也、

一、御用木枯レ候哉又ハ外之事ニ而事出来候入用者郷中へ割付候

由、其昔議定有之由也、然處去ル寅年南之坊山御用木大風ニ

倒レ山奉行ニ見分有之、其入用ハ南之坊一分ニ而仕廻候也、

其後來迎院村孫右衛門持山之御用木立枯レ見分有之候節、右

以前之義を申来り候へ共、南之坊之時郷中ニ不払候故、孫右

衛門時院内ニ何も払ひ不申、其時今度之儀ハ近年之訳御座候

へ者御尤ニ御座候、重而者郷中一同ニ被成被下候様ニ村方ニ

申候也、

【四】御用木之覺

一、御用木之覺

一、松壹本 宝泉院大掛山之内有之、元禄年中之立木

一、同壹本 同院西うつろほす山之内ニ有之、元禄年中之立木

一、松壹本 杉壹本 本堂うへ山

是ハ元文六年丙ノ四月立木

一、杉壹本 伊おう谷普賢院山

右同断

一、同壹本 大山理覚院持山

右同断

一、同壹本 奥あくりや宝泉院持山

同断

一、壹本 西庄津山普賢院持山宝曆九己卯年来ノ新五右衛門ニ調

同断

【五】近江屋三郎兵衛売渡証文

〔瑞裏書〕

古證文

売渡申山之事

壹ヶ所、字者きひか尾ニ有之候

四至境者

東者尾通を定、南者かた水流を定、西者道通りを定、北者かたヲ限り長峯のほそ木下シ

引下シ定

右件之山者我等買置候持山ニ而候得共、此度要用依有之、銀子貳貫貳百貳拾匁ニ売渡申処実正也、御入木者本帳次第也、此外諸役無之候、若於此山に異乱妨申者有之候ハ、売主請人罷出埒明申、其方へ少も難儀かけ申間鋪候、為後日之売券状仍而如件、

享保九年

辰八月

近江屋

売主 三郎兵衛 (印)

大長瀬村

口入 甚兵衛 (印)

来迎院村

請人 次右衛門 (印)

草生村

同 小太郎 (印)

上野村

久保喜太夫殿

次右衛門殿

右之通り相違無御座候、以上、

来迎院院内

遮那院 (花押)

【六】半兵衛売渡証文

〔端裏書〕

勝林院内□□□

売渡申山之事

合巻ヶ所、字おrikame岩平ニ有之候

四至境

東者道ゆりヲ定、西者道ヲ定、南者谷通ヲ定、北者道通りヲ定

右件之山者雖為我等先祖相伝、要用之儀ニ付、銀子五百目ニ売渡申処実正明白也、但シ御入木者御本帳之通、此外諸役一切無御座候、若右之山ニ付外ハ違乱妨申者有之候ハ、売主請人罷出急度其埒明、其元様江少も掛御難申間敷候、為後日売券状仍如件、

山売主

半兵衛 (印)

山庄屋

重左衛門 (印)

元文參年十一月二日

勝林院

院内中様

右之銀子壹ヶ月ニ百目ニ付壹割三分宛之利足相加へ、元利共ニ来ル未ノ極月ニ急度は進可申候、以上、

【七】勝林院村久保重蔵売渡証文

〔前欠〕

被下度候、尤其節百目ニ付壹ヶ月ニ壹匁分宛之日合掛ヶ請戻シ可申候、若定リ日限延引及候ハ、其日ハ此方へ無御断右三ヶ所山御支配可被成、其時一言之義申間敷候、以上、

〔端裏書〕

普賢院

売渡申山之事

- 一、山壺ヶ所、字者くい長谷ニ有之、石高五石也
- 一、山壺ヶ所、字者なち尾ニ有之、石高四石三斗也
- 一、山壺ヶ所、いはら橋有之、石高四石三斗也

右三ヶ所山者雖為我等親共相伝、依要用有之、銀子壺貫七百目ニ売渡シ申処実正明白也、但四至境御運上之義者本帳之通、其外諸役一切無御座候、若此山ニ付外も違乱妨申者於有之而ハ、売主請人罷出急度埒明、少も其元様江御難掛ヶ申間敷候、為後日売券状如件、

明和二年乙酉十二月

普賢院様

大原勝林院村売主

同村請人

同村山庄屋

清左衛門

久保重藏

五左衛門

右之山来戌極月廿五日迄ニ買戻申度候、夫レ迄帳切御延引被下度候、若右日限相滞リ候ハ、右三ヶ所山無御断其元江御支配可被成候、勿論帳切も御案内次第早速致可申候、其時一言之義申間敷候、為後証如此御座候、以上、

久保重藏  
請人 五左衛門

〔八〕大長瀬村太兵衛売渡証文

〔端裏書〕  
「西庄津 半井領」

本堂」

売渡シ申山之事

- 一、山壺ヶ所、但シ式石米、字者西庄津ニ有之候

四至境ハ、南ハ木下シ、北ハかた境谷ハ水流ヲ定

右件之山者我等雖為所持、此度要用之儀ニ付、文銀子式百目ニ売渡シ申処実正明白也、但シ御年貢米者、年々米式升宛、半井大炊頭様野村領御蔵入之節、相納メ候儀ニ御座候、此外諸役一切無御座候、若シ此山之儀ニ付、外も違乱申者有之候者、何時成共加印之者罷出急度埒明、御院内江少も御難掛ヶ申間敷候、為後日仍而山売渡手形如件、

明和四年

亥二月

大長瀬村

山売主

太兵衛(印)

同村

請人

善四郎(印)

野村庄屋

善右衛門(印)

勝林院

御年行事様

右之銀子百目ニ付壺ヶ月ニ壺匁五分宛之利足ヲ加へ、来ル極月廿日切ニ、元利共急度返弁可申候、若不埒之義御座候ハ、右之山ヲ御院内江御使配可被成候、其時一言申間敷候、仍而輿書如件、

【九】勝林院村久保半左衛門売渡証文

〔端裏書〕

理覚院

売渡申山之事

合巻ケ所、字者平元大山ニ有之候

四至境者御本帳次第也

右之山巻ケ所我等先祖ト相伝候得共、此度要用ニ付、銀子百目ニ  
売渡シ申処実正也、若外ト違乱妨申者有之候ハ、売主請人罷出  
急度埒明ケ、其元へ少シも御損難かけ申間敷候、其外諸役一切無  
御座候、但シ返弁之儀者辰正月三日限ニ、元利無相違急度返弁可  
申候、為其売渡シ證文仍而如件、

明和七年卯四月

山売主勝林院村

久保半左衛門 (印)

請人同村

久保儀之丞 (印)

山庄屋

清左衛門 (印)

〔理〕  
利覚院様

但シ利足之儀者巻ケ月ニ百匁ニ付巻匁五分宛相加へ返弁可仕候、

【一〇】戸寺村与三左衛門売渡証文

〔端裏書〕

普賢院

売渡し申山之事

一、合巻ケ所、字者若本ニ有之候

四方境者

東ハゆりヲ定  
西ハゆりヲ定

北ハかたヲ定  
南ハほり定

右件山ハ我等先祖ト雖為相伝、要用之義ニ付、銀子四百十七  
匁ニ立毛共売渡し申処実正明白也、但シ御入木ハ御本帳之通、  
其外諸役一切無御座候、若此山ニ付、脇ト違乱妨申者有之候  
ハ、売主請人罷出其埒明、少も御寺江掛ケ御難申間敷候、  
仍而為後日売券状如件、

安永二年巳

三月廿八日

山売主戸寺村

与三左衛門 (印)

請人同村

次右衛門 (印)

庄屋

重左衛門 (印)

普賢院様  
御納所

【一一】戸寺村重右衛門売渡証文

〔端裏書〕此山戸寺ノ彰次郎願ニ依テ  
北瀧山と取かへ帳切相済ス  
不用  
理覚院

売渡シ申山之事

一、合巻ケ所、字村山谷ニ之有

四至境御入木者御本帳次第也

右件之山我等先祖ヲ雖為相伝、依有之要用、銀子六百目ニ売渡シ申候処実正明白也、此山ニ付外々ヲ違乱申者御座候ハ、何時ニ而も売主請人罷出急度埒明、其元へ少も懸御難義申間鋪候、仍而為後日之売券状如件、

安永四年

未十二月日

理覚院様

戸寺村庄屋

山売主

重右衛門(印)  
安十郎(印)

同村

請人

伝右衛門(印)

【一二】戸寺村友右衛門売渡証文

〔端裏書〕

勝林院様

譲リ渡申山事

一、式ケ所、字悪谷ニ有之、石高六石也

四至境者

東ハゆりヲ定 西ハ水流ヲ定  
南ハ尾通ヲ定 北ハ肩堀大谷引渡し定

右之山雖為我等所持、依要用有之、銀子壹貫五百目譲リ渡し申所実正明白也、但シ御運上之義者本帳之通、其外諸役一切無御座候、若此山ニ付外々ヲ違乱妨申者於有之者、売主請人其外連印之者罷出其埒明、其元様少も御難掛ケ申間敷候、為後日譲リ状如件、

安永八年

亥正月五日

勝林院  
御年行事様

山譲リ主戸寺村

友右衛門(印)

請人同村

吉郎兵衛(印)

同村庄屋

与兵衛(印)

世話人

藤兵衛

【一三】勝林院村清左衛門売渡証文

〔端裏書〕

本堂

譲リ渡シ申山之事

一、字者古知平山、巻ケ所

四至境

東方道通り定  
南方木下ヲ定

西方尾通り定  
北方肩株木ヲ定

右之山雖為我等先祖相伝、要用之義依有之、銀子八百目ニ譲  
リ渡シ申処実正明白也、御入木者年ニ拾五把也、其外諸役一  
切無御座候、若此山ニ付違乱妨申者有之候ハ、売主請人罷  
出其埒明、御院内江少も懸ケ御難申間敷候、為後日譲リ券状  
如件、

天明八年  
申七月

譲リ主勝林院村  
清左衛門 (印)  
請人同村  
古左衛門 (印)  
口入  
久保儀之丞 (印)  
山庄屋 九兵衛 (印)

勝林院御院内  
御役者中様

〔二四〕小山村勸兵衛売渡証文

一、山式ヶ所、字ハ阿志谷ニ有之  
譲リ渡シ申山之事

壹ヶ所ハ 東ハ道通りヲ定 西ハ水谷ヲ定  
南ハゆりヲ定 北ハゆりヲ定  
四至境者 壹ヶ所ハ 東ハ肩ヲ定 西ハはさま岩ヲ定  
南ハゆりヲ定 北ハ小肩ヲ定

右之山私所持仕候処、此度要用之儀ニ付、文銀四百五十拾目ニ  
譲リ渡シ申処実正顯然也、御運上之義者本帳次第也、其外諸  
役一切無御座候、若シ此山ニ付外ハ違乱妨申者有之候ハ、  
加印之者共罷出急度埒明、其元様江少も掛御難申間敷候、為

田口 標・松下幸司・宇野日出生 京都大原の山林文書 (三)

後日譲リ状仍而如件、

天明八戌申年八月

普賢院様  
御納所中

〔二五〕勝林院村助次郎売渡証文

〔包紙ウハ書〕

脇谷山証文  
寛政九年己七月求之 本堂  
勝ノ 助次郎

〔端裏書〕

売渡し申山之事

合壹ヶ所、字ハ脇谷ニ有之候  
東ハ尾通ヲ定 北ハ尾通ヲ定  
西ハ尾通ヲ定 南ハ谷江引渡し定

右件之山ハ我等雖為先祖相伝、要用儀有之依而、銀子貳百目売渡  
シ申処実正明白也、但シ御入木ハ御本帳通也、此外一切諸役無御  
座候、万一外ハ違乱妨申者於有之ハ、売主請人罷出急度其埒明、

本堂

少も其御元様江御難懸申間敷者也、依而為後日売券狀請文如件、  
寛政九巳ノ年七月

勝林院内

年行寺<sup>〔事〕</sup>  
御役者様

売主勝林院村  
助次郎 (印)  
請人同  
重郎兵衛 (印)  
山庄屋  
武兵衛 (印)

【二六】 山路縫右衛門売渡証文

<sup>〔端裏書〕</sup>  
「なちを山大かけ山ト云

本堂」

譲り渡しし申山之事

一、山壱ヶ所、字大願山 石高拾貳石米

四至境ハ本帳次第

右之山我等従先祖<sup>カ</sup>雖為所持、此度要用之義ニ付、元銀貳貫  
四百目ニ譲り渡し申処実正明白也、但シ御入木ハ本帳次第、  
其外諸役一切無御座候、若此山ニ付外<sup>カ</sup>違乱妨申者有之候  
ハ、印形之者共罷出埒明、御院内江少も御難相掛申間敷候、  
為後日譲り証文仍而如件、

寛政十一未年正月日

勝林院年行事  
御役者中

山主  
山路縫右衛門 (印)  
証人  
山下兵部 (印)  
山庄屋  
与兵衛 (印)

右式貫四百目之銀子ハ、証拋堂御祠堂料之内、先年借用申候年<sup>カ</sup>  
去ル午年迄、元利合式貫七百目之所、内三百目者願御用捨候故、  
式貫四百目ト相定、右之為利足当未年<sup>カ</sup>壱ヶ年毎ニ貳百目宛ト相  
定被下、右之山当年<sup>カ</sup>来ル丑年迄七ヶ年之内ハ、立毛柴林取嵐シ  
銀子年々差上ヶ置可申候、七ヶ年めニ買戻し之節、元利銀高都合  
三貫八百目之内ニ而、御引残り銀子無遲滞相立候ハ、山御戻し  
可被下候、七ヶ年相濟若及不埒候ハ、山御支配被成候共、其時  
一言申間敷候、其節ニて至リ帳切之義も御案内次第可仕候、為後  
日與書仍而如件、

山主

山路縫右衛門 (印)

書入

市兵衛 (印)

【二七】 来迎院村新五郎売渡証文

<sup>〔端裏書〕</sup>

本堂」

譲リ渡シ申山之事

一、合而山壺ヶ所、谷中こし山在之候

四至 東ハユリ道ヲ定 西ハ岩ヲ根付ヲ定  
南ハ小肩ヲ定 北ハ平肩ヲ定

右件之山者雖為我等先祖相伝、此度要用儀依有之、銀子三百五拾目ニ譲リ渡シ申所実正明白也、但シ御入木者九把三分、其外諸役一切無御座候、若此山ニ付外ハ違乱妨申者有之候ハ、加印之者罷出急度其埒明、御院内様へ少も御難掛申間敷候、依而譲リ券状如件、

寛政十二年  
申二月吉日

勝林院  
御年行事様

山譲リ主来迎院村  
新五郎(印)  
請人 鍋吉(印)  
山庄屋 与兵衛(印)

【二八】三郎左衛門売渡証文

〔端裏書〕

本堂

売渡申山之事

一、字者上利谷南谷ニ有之候、壺ヶ所

四至境者 東ハ谷ヲ定 西ハ尾通ヲ定  
南ハ肩通ヲ定 北ハ岩上下見通定

右件之山雖為我等先祖相伝、此度無抛要用儀依有之、銀子貳百目売渡シ申所実正明白也、御入木ハ壺ヶ年拾三把半、其外諸役一切無御座候、若此山ニ付外ハ違乱妨申者有之候ハ、加印之者罷出急度其埒明、御院内江少シも御難かけ申間敷候、為後日売券状依而如件、

寛政十三年 酉正月  
売主 三郎左衛門(印)  
請人 甚助(印)

勝林院  
年行事様

山庄屋 武兵衛(印)

右件之山来ル七月迄ニ、元銀ニ月壺歩式之利足相添、元利返済仕買戻度候間、其節迄帳切御延引可被下候、為念奥書仍而如件、  
三郎左衛門(印)

【二九】忠兵衛売渡証文

売渡申山之事

一、字者壺岩山壺岩谷ニ有之候、壺ヶ所

四至境者 東ハ道通リヲ定 西ハ尾通リヲ定  
南ハ肩通ラ谷へ見落ス 北ハ尾通ラ谷江見落ス

右件之山雖為我等先祖相伝、此度無拋要用有之候ニ付、銀子五百目ニ売渡申候処実正明白也、御入木ハ御本帳次第、其外諸役等一切無御座候、若亦右之山ニ付外ハ違乱妨申者在之候ハ、加印之者共罷出急度埒明、御院内江少シも御難かけ申間敷候、為後日売券状依而如件、

寛政十三年

西正月

売主

忠兵衛 (印)

請人

太左衛門 (印)

山庄屋  
上野村 吉兵衛 (印)

勝林院

年行事様

右件之山来ル七月迄ニ、元銀ニ月壹分式之利足相添、元利共ニ返済仕買戻シ申度候間、其節迄帳切御延引可被下候、為念奥書仍而如件、

忠兵衛 (印)

【二〇】 来迎院村甚四郎売渡証文

〔端裏書〕

古券

本堂

譲リ渡シ申山之事

一、山壹ヶ所、字ハ番之増ニ有之候

四至境ハ 東ハ尾通ヲ定 西ハユリヲ定  
南肩通ヲ定 北ハ肩ヲ定  
右之山為雖我等先祖相伝、此度要用之儀ニ付、銀子壹貫六百三拾目ニ譲リ渡シ申所実正明白也、但シ御入木者三拾五把、其外諸役一切無御座候、若此山ニ付脇ハ違乱妨申者在之候ハ、加印之者罷出急度其埒明、少も其元へ御損掛申間敷候、為後日譲リ状仍而如件、

享和二戌年八月

来迎院村

譲リ主

甚四郎 (印)

同村請人

吉之丞 (印)

山庄屋

彦右衛門 (印)

上野村

松松殿

【二一】 山路縫之助売渡証文

〔端裏書〕

本堂

譲リ渡申山之事

一、山壹ヶ所、字脇谷

四至境

東ハ谷通引渡シ定  
南ハ小肩谷引渡定

西ハ尾通引渡定  
北ハ谷より右引渡定

右件之山者雖為私先祖売得、此度要用之義有之候ニ付、銀子四百目ニ譲リ渡シ申所実正明白也、但シ御入木者拾六把ニ而、

其外諸役一切無御座候、若シ此山ニ付外より違乱妨申者有之候ハ、讓リ主請人罷出、少も掛御難申間敷候、為後日讓リ券状仍而如件、

享和三亥年七月

勝林院年行事  
御役者中

讓リ主  
山路縫之助 (印)  
請人  
市兵衛 (印)  
山庄屋  
彦右衛門 (印)

### 〔三二〕山路縫之助売渡証文

〔端裏書〕

本堂

讓リ渡申山之事

一、山沓ヶ所、字向之浦ニ有之

四至境 東ハユネヲ定 西ハ峯ヲ定  
南ハ坂通ヲ定 北ハ坂通ヲ定

右件之山者雖為私先祖売得、此度要用之義有之候ニ付、銀三貫六百目ニ讓リ渡申処実正明白也、但シ御入木者三拾三把ニ而、其外諸役一切無御座候、若シ此山ニ付外より違乱妨申者有之候ハ、讓リ主請人罷出、少も掛御難申間敷候、為後日讓リ券状仍而如件、

享和三亥年七月

勝林院年行事  
御役者中

讓リ主  
山路縫之助 (印)  
請人  
市兵衛 (印)  
山庄屋  
彦右衛門 (印)

### 〔三三〕理覚院持山ト戸寺村山ト取替証文

〔包紙ウハ書〕

理覚院持山ト戸寺村山ト取替証文之事

証文

沓通

替山証文之事

高瀧入組山之内

一、字北瀧檢校澗山、一箇所

四至 東ハ川ヲ定 西ハ尾通り定  
南ハ肩ヲ定 北ハ肩ヲ定

此御入木八把 但シ十二ヶ月分

右之山祖供買得所持仕罷有候得共、此度両方勝手ニ付、双方対談之上、貴院様戸寺村領之御所持字村山谷山と替地仕候処実正明白也、然ル上者右之山ニ付若シ外々違乱妨申者御座候共、山主加判之者共罷出急度其埒明、少も貴院様江掛御難申間敷候、為後証仍而一札如件、

文政三年  
庚辰六月

理覚院様  
御納所様

戸寺庄屋村  
作庄主  
山寄  
年寄  
証人  
勤治郎  
久次郎  
善治郎  
(印)(印)(印)

〔二四〕 勝林院村茂左衛門売渡証文

〔端裏書〕

本堂

一、合山沓所  
譲り渡申山之事

字ハ上利谷南谷ニ有之候

四至  
東ハねち木大岩ヘ引落ニ定  
西ハ平肩谷引落定  
南ハ尾通ヲ定  
北ハ谷ヲ定

御入木七把

右之山此度私義、無拗要用之義銀子四百目譲り渡申候処実正  
明白也、万一此山ニ付不埒申者有之候者、譲り主請人罷出急  
度其埒明、其元様へ少も御なんき掛申間敷候、為後日譲り証  
文仍而如件、

文政十二年  
子二月

譲主勝林院村  
茂左衛門 (印)  
請人同村  
伝左衛門 (印)

勝林院本堂様

庄屋

藤兵衛 (印)

〔二五〕 静原村門次売渡証文

〔包紙ウハ書〕

嘉永二年十二月、売徳向之浦山、沓ヶ所

証文一通

理覚院様

譲渡シ申山地之事

一、字ハ向之浦、沓ヶ所

四至境者御本帳通り

右之山地我等従先祖雖為相伝、此度勝手ニ付、樽代銀沓貫四  
百目ニ譲渡シ申候処実正明白也、御入木御運上之儀者御本帳通  
り御座候、其外諸役一切無御座候、若又脇方違乱妨申者有之  
候ハ、加判之者罷出急度埒明、其元殿江少も御難相掛申間  
敷候、為後日仍而証文如件、

天保十三寅四月

静原村  
譲主 門次 (印)  
大原郷之内戸寺村  
代人 佐市郎 (印)

来迎院村  
山庄屋  
市右衛門 (印)  
大原野村  
甚助殿

【二六】享保十六年黒木御連上銀請取証文

請取申亥年黒木役御連上銀之事

一、黒木千七百弍拾三把弍分

但十二ヶ月分 壹ヶ月百四拾三把六分  
銀壹匁二付弍拾把宛

代銀八拾六匁壹分六厘 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

享保十六年亥十一月廿一日 木村宗右衛門内  
大谷市右衛門 佐々藤左衛門 (印)

来迎院

年行事

勝林院

年行事

【二七】元文元年黒木御連上銀請取証文

請取申辰年黒木役御連上銀之事

一、黒木千七百八拾四把弍分

但十二ヶ月分 壹ヶ月二百四拾八把六分八厘三毛三々  
銀壹匁二付弍拾把宛

此銀八拾九匁弍分壹厘

大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

元文元年辰十一月

来迎院年行事  
勝林院年行事

木村宗右衛門内  
大谷市右衛門 佐々藤左衛門 (印)

【二八】元文三年黒木御連上銀請取証文

請取申午年黒木役御連上銀之事

一、黒木千七百八拾四把弍分

但十二ヶ月分 壹ヶ月二百四拾八把六分八厘三毛三々  
銀壹匁二付弍拾把宛

此銀八拾九匁弍分壹厘 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

元文三年午十一月 木村宗右衛門内  
就御用無印 大谷市右衛門 佐々藤左衛門 (印)

来迎院年行事  
勝林院年行事

【二九】元文五年黒木御連上銀請取証文

請取申申年黒木御連上銀之事

一、黒木千八百七拾弍把七分五厘

但十三ヶ月分 壹ヶ月百四拾四把五厘八毛三々  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀九拾六匁六分四厘八毛 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

元文五年申十一月 木村宗右衛門内 佐々藤左衛門(印)  
来迎院寺中 勝林院寺中

【三〇】寛保三年黒木御連上銀請取証文

請取申亥年黒木役御連上銀之事

一、黒木千九百四拾六把四分式厘五毛

但十三ヶ月分 壹ヶ月二百四拾九把七分式厘五毛宛  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀九拾七匁三分式厘壹毛 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

寛保三亥年十一月 木村宗右衛門内 今村文左衛門(印)  
佐々藤左衛門(印)

来迎院寺中 勝林院寺中

【三一】延享二年黒木御連上銀請取証文

請取申丑年黒木役御連上銀之事

一、黒木千九百四拾六把四步式厘五毛

但十三ヶ月分 壹ヶ月二百四拾九把七步式厘五毛宛  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀九拾七匁三分式厘壹毛 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

延享二丑年十一月 木村宗右衛門内 今村文左衛門(印)  
来迎院寺中 勝林院寺中

来迎院寺中 勝林院寺中

【三二】延享四年黒木御連上銀請取証文

請取申卯年黒木役御連上銀之事

一、黒木千七百九拾六把七步

但十二ヶ月分 壹ヶ月二百四拾九把七步五毛宛  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀八拾九匁八分三厘五毛 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

延享四卯年十一月 木村宗右衛門内 今村文左衛門(印)  
佐々藤左衛門(印)

来迎院年行事 勝林院年行事

【三三】宝曆元年黒木御連上銀請取証文

請取申未年黒木御連上銀之事

一、黒木千九百五拾九把四分壹厘五毛

但十三ヶ月分 壹ヶ月二百五拾把七分式厘  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀九拾七匁九分七厘 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

宝曆元年十一月 木村宗右衛門  
今村文左衛門  
佐々藤左衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【三五】宝曆五年黒木御連上銀請取証文

請取申亥年黒木御連上銀之事

一、黒木千九百四拾六把四分

但シ十二月分 壹ヶ月二百六拾把式把式分  
銀壹匁二付廿把宛

此銀九拾七匁三分式厘 大原之内 来迎院中  
勝林院中

宝曆五亥年十一月 木村宗右衛門内  
今村文左衛門  
佐々藤左衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【三四】宝曆三年黒木御連上銀請取証文

請取申酉年黒木御連上銀之事

一、黒木千九百四拾六把四分

但十二ヶ月分 壹ヶ月二百六拾把式把式分  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀九拾七匁三分式厘 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

宝曆三酉年十一月 木村宗右衛門内  
今村文左衛門  
佐々藤左衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【三六】宝曆六年黒木御連上銀請取証文

請取申子年黒木御連上銀之事

一、黒木式□ 九把三分四厘壹毛

但十三ヶ月分 壹ヶ月二百六拾□把式分四厘  
銀壹匁二付式拾把宛

此銀百五匁四分五厘七毛 大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中

宝曆六子年十一月 木村宗右衛門内  
今村文左衛門  
佐々藤左衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【三七】宝曆八年黒木御連上銀請取証文

請取申寅年黒木御連上銀之事

一、黒木千九百四拾六把四分

但十二ヶ月分

壹ヶ月二百六拾貳把貳分  
銀壹匁二廿把ツ、

此銀九拾七匁三分貳厘

大原之内 来迎院寺中  
勝林院寺中 分

宝曆八寅年十一月

来迎院寺中  
勝林院寺中

今村文左衛門 (印)  
佐々藤左衛門 (印)

【三九】明和二年黒木御連上銀請取証文

請取申酉年黒木御連上銀之事

一、黒木貳千五十九把四分

右銀百貳匁九分七厘

来迎院寺中  
勝林院寺中

明和二酉年十二月

木村宗右衛門内  
布施彦右衛門 (印)  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【四〇】明和五年黒木御連上銀請取証文

請取申当子年黒木御連上銀之事

一、黒木貳千五拾九把<sup>〔四九〕</sup>分<sub>〔歩〕</sub>

右此銀百貳匁九分七厘

但十二ヶ月分

明和五子年十一月

木村宗右衛門内  
布施彦右衛門 (印)  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【三八】宝曆十三年黒木御連上銀請取証文

請取申未年黒木御連上銀之事

一、黒木千九百九拾四把四分

此銀九十九匁七分貳厘

但十二ヶ月分、壹ヶ月二百六  
十六把貳分、壹匁二廿把宛

宝曆十三未年十一月

木村宗右衛門内  
他出二付無印  
布施彦右衛門  
今村文左衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【四二】明和六年黒木御連上銀請取証文

請取申丑年黒木御連上銀之事

一、黒木弍千五拾九把四歩<sup>〔分〕</sup>

右此銀百弍匁九分七厘 但十二ヶ月分

明和六<sup>丑</sup>年十一月

木村宗右衛門内  
布施彦右衛門 (印)  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【四三】安永六年黒木御連上銀請取証文

請取申当酉年黒木御連上銀之事

一、黒木弍千百弍拾四把五分

此銀百六匁弍分三厘 但十二ヶ月分

安永六<sup>酉</sup>年十一月

木村宗右衛門内  
布施常平 (印)  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【四二】明和七年黒木御連上銀請取証文

請取申寅年黒木御連上銀之事

一、黒木弍千弍百五拾三把弍分弍厘六毛

右此銀  
百拾弍匁六分六厘壹毛  
但シ拾三ヶ月分

明和七<sup>寅</sup>年十一月

北大原山之内  
両院  
木村宗右衛門内  
布施彦右衛門 (印)  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【四四】安永七年黒木御連上銀請取証文

請取申戌年黒木御連上銀之事

一、黒木弍千三百壹把五分四厘

此銀  
百拾五匁七厘七毛

但十三ヶ月分

安永七<sup>戌</sup>年十一月

北大原山之内  
両院  
木村宗右衛門内  
布施常平 (印)  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【四五】安永八年黒木御運上銀請取証文

請取申当亥年黒木御運上銀之事

一、黒木式千百式拾四把五分

此銀百六匁式分三厘 但十二ヶ月分

安永八亥年十一月

木村宗右衛門内

布施常平（印）

他行二付無印形

布施彦右衛門

来迎院寺中  
勝林院寺中

【四七】天明二年黒木御運上銀請取証文

請取申当寅黒木御運上銀之事

一、黒木式千百式拾四把五分

此銀百六匁式分三厘

天明二寅年十一月

木村宗右衛門内

布施常平（印）

病氣二付無印

布施彦右衛門

来迎院寺中  
勝林院寺中

【四六】安永九年黒木御運上銀請取証文

請取申当子年黒木御運上銀之事

一、黒木式千百式拾四把五分

此銀百六匁式分三厘 但十二ヶ月分

安永九子年十一月

木村宗右衛門内

布施常平（印）

病氣二付無印形

布施彦右衛門

来迎院寺中  
勝林院寺中

【四八】天明四年黒木御運上銀請取証文

請取申辰年黒木御運上銀之事

一、黒木式千三百壹把五分四厘

此銀 百拾五匁七厘七毛

但十三ヶ月分

天明四辰年十一月

木村宗右衛門内

布施彦右衛門（印）

北大原山之内  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【四九】天明六年黒木御連上銀請取証文

請取申午年黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千三百壹把五分四厘 北大原山之内 両院

此銀 百拾五匁七厘七毛

但十三ヶ月分

天明六年十一月 木村宗右衛門内 布施彦右衛門 (印)

北大原山之内  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【五〇】天明七年黒木御連上銀請取証文

請取申当未黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千百式拾四把五分

此銀百六匁式分三厘 但十二ヶ月分

天明七年十一月 木村宗右衛門内 布施彦右衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五一】天明八年黒木御連上銀請取証文

請取申当申黒木御連上銀之事

- 一、黒木二千式百六拾把九分

此銀百拾三匁四厘五毛 但十二ヶ月分

天明八年十一月 木村宗右衛門内 桂川三木右衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五二】天明八年黒木御連上銀請取証文

請取申当申黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千百式拾四把五分

此銀 百六匁式分三厘 但十二ヶ月分

天明八年十二月 木村宗右衛門内 桂川三木右衛門 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五三】寛政元年黒木御連上銀請取証文

請取申酉年黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千五百拾七把三分壹厘三毛  
北大原山之内 兩院

此銀 百貳拾五匁八分六厘五毛

但十三ヶ月分

寛政元酉年十一月 木村宗右衛門内  
桂川三木右衛門（印）

北大原山之内  
来迎院寺中  
勝林院寺中

【五五】文化十五年黒木御連上銀請取証文

請取申当寅年黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千四百貳拾貳把五分  
北大原郷之内 兩院

此銀百貳拾壹匁壹分

但十二ヶ月分

文化十五寅年十一月 木村宗右衛門内  
今泉加左衛門（印）

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五六】文政四年黒木御連上銀請取証文

請取申当巳年黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千四百貳拾貳把五分  
北大原郷之内 兩院

此銀百貳拾壹匁壹分

但十二ヶ月分

文政四巳年十一月 木村宗右衛門内  
小田切準左衛門（印）  
今泉加左衛門（印）

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五四】寛政三年黒木御連上銀請取証文

請取申亥年黒木御連上銀之事

- 一、黒木式千四百五把七分  
北大原山之内 兩院

此銀百貳拾目貳分八厘五毛 但十二ヶ月分

寛政三亥年十一月 木村宗右衛門内  
布施彦右衛門（印）

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五七】文政六年黒木御運上銀請取証文

請取申当未年黒木御運上銀之事

一、黒木式千四百式拾式把五分  
北大原郷之内 両院

此銀百式拾壹匁分 但十二ヶ月分

文政六未年十一月  
木村惣左衛門内  
小田切準左衛門(印)  
今泉加左衛門(印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五九】文政十年黒木御運上銀請取証文

請取申当亥年黒木御運上銀之事

一、黒木式千六百式拾四把五分三厘四毛  
北大原郷之内 両院

此銀百三拾壹匁式分式厘七毛 但十三ヶ月分

文政十亥年十一月  
木村惣左衛門内  
林善蔵  
出役無印  
清水勇四郎(印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【五八】文政八年黒木御運上銀請取証文

請取申当酉年黒木御運上銀之事

一、黒木式千四百四拾九把三分  
北大原郷之内 両院

此銀百廿式匁四分六厘五毛 但十二ヶ月分

文政八酉十一月  
木村惣左衛門内  
清水勇四郎(印)  
小田切準左衛門(印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【六〇】文政十二年黒木御運上銀請取証文

請取申当丑年黒木御運上銀之事

一、黒木式千四百式拾式把五分  
北大原郷之内 両院

此銀百式拾壹匁分 但十二ヶ月分

文政十二丑年十一月  
木村惣左衛門内  
林文太夫(印)  
清水勇四郎(印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【六一】文政十三年黒木御運上銀請取証文

請取申当寅年黒木御運上銀之事

一、黒木式千六百式拾四把五分三厘四毛  
北大原郷之内 両院

此銀百三拾壹匁式分式厘七毛 但十三ヶ月分

文政十三寅年十一月  
木村惣左衛門内  
林文太夫 (印)  
清水勇四郎 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

【六二】天保六年黒木御運上銀請取証文

請取申当未年黒木御運上銀之事

黒木式千六百式拾四把五分三厘四毛  
北大原郷之内 両院

此銀百三拾壹匁式分式厘七毛 但十三ヶ月分

天保六年十一月  
木村惣左衛門内  
小田切要人 (印)  
清水官平 (印)

来迎院寺中  
勝林院寺中

### Kozue TAGUCHI, Koji Matsushita, Hideo Uno: Old Documents on Forestry and Forest Products in Ohara, Kyoto, Japan (3): Documents pertaining to the Transfer of Forest Ownership to Temples

Ohara is the name given to the northern part of Kyoto, which was an area that traditionally supplied firewood to downtown Kyoto before World War II. There are a few old documents covering the economic history of the forestry sector in Ohara. Previous articles have introduced documents related to (1) the production and sale of firewood from the Edo Period to the early Meiji Period and (2) Kimura Sohemon, the Governor of the forests in Ohara through the Edo Period and the beginning of the Meiji Period.

This article (3) introduces documents related to forest ownership by temples. In Ohara, there were two dominant temples in the Edo Period: the Shorinin and Raigoin temples. Each temple governed large areas of forest in Ohara during the Edo Period. This paper introduces old documents related to forest ownership by the temples, especially Shorinin.

These documents are divided into three groups. Documents 1 to 4 are memoranda on the forest owned by Shorinin. These four documents were bound together, and only Document 2 includes the year 1752. Document 1 shows the location of the forests that Shorinin governed, with information on the dates when Shorinin obtained the forests and who Shorinin obtained them from. It also includes the amount of forest tax by location. Document 2 shows the number of forests that Shorinin owned in 1752. Document 3 outlines gifts from both temples to Kimura Sohemon. Document 4 shows the specific trees under the scrutiny of Kimura Sohemon; these were located within the forests governed by Shorinin.

Documents 5 to 25 are deeds of assignment for the forest. In these deeds, the new forest owner is primarily Shorinin or temples affiliated with Shorinin. The years recorded range from 1724 to 1842. Over this period, the area of forest governed by Shorinin increased. The documents also include the amount of forest tax paid to Kimura Sohemon.

Documents 26 to 62 are receipts of the forest tax, which the Shorinin and Raigoin temples paid to Kimura Sohemon, the governor of forests, from 1731 to 1835. As the amount paid by the two temples is combined, only a trend regarding the amount paid can be identified. The total amount paid increased to about 1.5 times the starting amount over the course of 104 years. It is possible that the area of forest governed by the two temples increased proportionally during this period.